

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 意匠法（第四条関係）

改正案	現行
<p>(登録料) 第四十二条 (第一項及び第二項略)</p> <p>3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、<u>国以外の者がその額を納付しなければならぬ。</u></p> <p>4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>5 第一項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。</p> <p>(手数料) 第六十七条 (第一項から第三項まで略)</p> <p>4 意匠権又は意匠登録を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、<u>国と国以外の者が自己の意匠権又は意匠登録を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（政令で定めるものに限る。）は、これらの規定にかかわらず、これらに規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、<u>国以外の者がその額を納付しなければならぬ。</u></u></p> <p>5 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>6 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし</p>	<p>(登録料) 第四十二条 (第一項及び第二項略)</p> <p>3 第一項の登録料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。</p> <p>(手数料) 第六十七条 (第一項から第三項まで略)</p> <p>4 第一項又は第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし</p>

、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。
7| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
8| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

、通商産業省令で定める場合には、通商産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。
5| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。
6| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。